

# 京田辺市すてきなまちなみ支援制度実施マニュアル

平成 24 年 12 月 10 日

令和 6 年 11 月 18 日改正

## 1 活動期間

すてきなまちなみ支援制度は、京田辺市すてきなまちなみ支援制度実施要綱(以下「実施要綱」という。)第1条の目的を達成するための活動を継続できる団体を対象とし、活動期間は1年以上(毎月1回以上)を原則とする。なお、年度の途中で対象の団体に認定された場合は、月に1回以上の活動を原則とする。

## 2 申請期間

実施要綱第5条で定める京田辺市公共施設サポーター認定申請書の受付期間は、毎年3月1日から5月31日までを原則とする。

## 3 活動内容

- (1) 実施要綱第4条に規定する活動内容は、管理する公共施設に該当する第1号から第4号までに掲げる全ての内容を基本とする。
- (2) 実施要綱第4条に規定する第1号から第4号までの活動内容は、サポーターが管理する公共施設に限るものとする。

## 4 公共施設の管理区域

- (1) サポーターが管理する公共施設は、その公共施設全域を管理するだけでなく、一部区域を定めて管理することもできるものとする。
- (2) 公共施設にプランター等を設置して管理する場合は、その公共施設の管理者と別途協議し、占用許可及び行為許可等を得て、その写しを認定申請書に添付するものとする。
- (3) 本制度の対象となる公共施設等であっても、車両の交通量が多い場所及び歩行者が多い場所等、事故等の危険度が高いと市長が判断する場所は、対象となる公共施設から除外するものとする。

## 5 ゴミ等の収集

- (1) 紙くず、雑草及び枯葉等は、ゴミ袋に入れて収集場所へ搬出するものとする。
- (2) 枝木等は、長さ50cm 程度に切断し荷造り紐で縛るか、ゴミ袋に入れて収集場所へ搬出するものとする。

## 6 支給・貸与対象物

実施要綱第9条に規定する市の支援の基準は以下のとおりとする。

### (1) 支給対象物

- ア 花苗 25ポット／m<sup>2</sup>(支給は年2回までとする。)
- イ 肥料等 100g／m<sup>2</sup> (支給は年2回までとする。)
- ウ ゴミ袋 45リットル／袋
- エ 培養土 25リットル／m<sup>2</sup>(支給は年2回までとする。)
- オ 鉢底石 10リットル／袋(支給は年2回までとする。)
- カ プランター650型 1ヶ／m<sup>2</sup>(支給は年2回までとする。)
- キ その他、京田辺市長が認める美化清掃に必要な物品

### (2) 貸与対象物

- 市が、貸与するために保管する対象物の数量は以下のとおりとする。
- ア 清掃用具 スコップ(2丁)、移植ごて(30ヶ)、ほうき(3本)、サラエ(6本)、手み(3ヶ)
  - イ 剪定器具 剪定鋏(3丁)、刈り込み鋏(3丁)、手刈りカマ(6ヶ)、ノコギリ(3丁)
  - ウ 安全管理備品 三角コーン(12ヶ)、コーンバー(12ヶ)
  - エ 散水用具 ジョーロ[2～3リットル](5ヶ)、ホースコネクター(1ヶ)、散水ホース[10m](1本)
  - オ その他、京田辺市長が認める美化清掃に必要な物品

## 7 ボランティア保険の補償内容(令和6年度)

### (1) 賠償責任補償（1事故）

- ア 対人・対物 支払限度額:5億円(免責 なし)

### (2) 傷害補償

- ア 死亡・後遺障害保証金 150万円
- イ 入院保険金 日額 6,000円
- ウ 通院保険金 日額 3,800円

## 8 ボランティア保険の加入人数の制限

市が支援するボランティア保険の加入人数は、1団体20名までとする。

ボランティア保険の加入人数及び加入者名簿への追加変更は、市長が認める場合のみ可能とする。

## 9 実績の公表

サポーターの活動実績は、京田辺市のホームページで公表するものとする。

## 10 その他

その他必要な事項は、京田辺市が地元自治会及び区と協議の上、決定するものとする。

(参考画像)



(移植ごて)



(サラエ)



(手み)